

補助対象工事	
テレワーク対応リフォーム（＜デスクタイプ＞、＜個室タイプ＞のどちらかを必ず実施する必要があります。）	
＜デスクタイプ＞ ・リビング、キッチン、寝室、子供部屋、廊下、階段下又はクローゼット等の室内空間の一角にテレワーク用の机等を新たに作り付け	・机の作り付け（←デスクタイプでは、必ず行う必要があります。） ・机周りに収納の作り付け（ビスなどで固定し、取り外しできないようにする。） ・机周りの袖壁の設置や床・壁・天井の改修（木質化を含む。） ・換気設備の新設 ・机周りの照明や通信などに係る電気等配線工事
＜個室タイプ＞ ・リビング、寝室、子供部屋、廊下、又はクローゼット等、他の室内空間と壁や扉等で仕切られるテレワークスペースを新たに設置	・スペース設置のための間仕切り壁、窓や扉の設置 ・スペース内の床・壁・天井の改修（木質化を含む。） ・スペース内に冷房・暖房設備や換気設備の設置 ・スペース内の照明や通信などに係る電気等配線工事 ・スペース内に机や収納の作り付け（ビスなどで固定し、取り外しできないようにする。）

新たなライフスタイル対応リフォーム（住宅内であれば、どの部分でも対象です。）		
内装工事	・床・壁・天井の改修（木質化を含む。） ・壁紙の貼替え／左官壁の塗替え ・部屋の間仕切壁の新設	・作り付け収納の新設
内装外装共通	・窓・扉等の改修（取付・交換） ・断熱改修（屋根・壁・天井・床下 等）	・玄関への網戸の設置
設備等工事	・玄関脇手洗い器の新設 ・換気設備の新設 ・ビルトイン食器洗い機の新設※ ・掃除しやすいレンジフードへの取替え又は新設※	・自動水栓の設置 ・ビルトイン自動調理対応コンロの新設※ ・浴室乾燥機の新設※ ・掃除しやすいトイレへの取替え又は新設※ ・宅配ボックスの新設※
上記に伴う電気・ガス・給水・排水等の工事		

※次世代住宅ポイント対象商品(家事負担軽減に資する設備)同等品以上に限ります。

しずおか優良木材等補助加算【内装木質化】
しずおか優良木材認証製品並びに静岡県産材証明制度により産地を証明されたＪＡＳ製品及びＪＩＳ製品を使用する住宅の工事 ※しずおか優良木材とは、しずおか優良木材認証審査会による認定を受けた工場が、製材品・製品を生産し、検査に合格した認証製品です。 品質、寸法、含水率(木材の乾燥具合)、強度などの項目に、厳しい基準が設けられていて、この基準をクリアしたのが「しずおか優良木材」(認証製品)です。

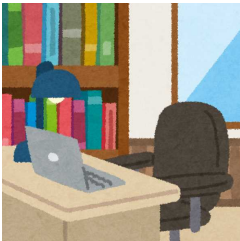
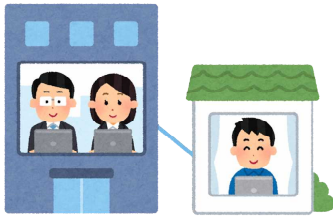
補助対象外工事	
・テレワーク対応リフォームのデスクタイプ又は新たなライフスタイル対応リフォームの対象となる工事にあって、冷房・暖房設備の新設、取替え又は更新 ・換気設備の取替え又は更新 ・システムキッチン（ビルトイン食器洗い機又はビルトイン自動調理対応コンロを除く。）、洗面化粧台（玄関脇手洗い器を除く。）、ユニットバス・浴槽、蓄電設備、発電設備、給湯器・ポイラー、照明器具（テレワーク対応リフォームの対象となる工事を除く。）、防犯設備、火災警報器の新設、取替え、更新又は改修 ・網戸・障子・襖紙の張り替え、畳の取替え・表替え、じゅうたん・カーペット等の設置、取替え又は更新	・数年後に解体や用途変更又は所有者への返還等を予定している住宅の工事 ・国、県、市町その他団体が補助する他の制度を利用する場合、重複する内容の工事 ・門・塀等いわゆる外構工事 ・屋根・外壁・雨樋等いわゆる外装工事 ・老朽化による修繕 ・家電製品・備品・消耗品の購入等 ・補助対象工事の設計費・調査費 ・その他補助金の交付が適切でないもの

申請窓口・お問い合わせ先	
申請窓口 / 申請に関するお問い合わせ	一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター経営管理部 企画課 〒422-8067 静岡県静岡市駿河区南町14番1号 水の森ビル5階 TEL:054-202-5576 FAX:054-202-5591 E-Mail:reform@shizuoka-kjm.or.jp 受付時間 9:30~12:00 13:00~16:00 (土・日・祝日は除く)
制度に関するお問い合わせ	静岡県くらし・環境部 建築住宅局 住まいづくり課 TEL:054-221-3084 FAX:054-221-3083 E-Mail:sumai@pref.shizuoka.lg.jp 受付時間 8:30~12:00 13:00~17:00 (土・日・祝日は除く)

テレワーク対応
リフォーム補助制度

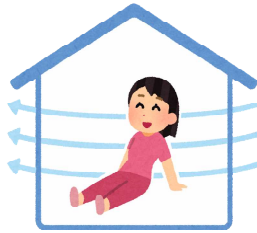
期間限定

補助対象：テレワーク対応リフォーム **必ず実施してください。**



机の作り付け 収納、間仕切り壁、窓の設置等

補助対象：新たなライフスタイル対応リフォーム



感染予防・家事負担軽減 換気・省エネ

補助金 → 最大 **35** 万円 (1/2補助)

プラス

しずおか優良木材等補助加算

テレワーク対応リフォームに併せて、さらに**補助金を加算**します

県産材使用面積	10～20㎡未満	20～30㎡未満	30～40㎡未満	40㎡以上
定額	3万円	7万円	10万円	14万円


しずおか優良木材認証マーク

申請受付期間 提出方法 **郵送**

令和2年11月30日～令和3年2月26日（必着）

※申請受付は先着順。予算がなくなり次第、終了となります。
※工事着手後の申請は受付できません。
※申請後、県による交付決定の後に工事着手してください。
(交付決定は、申請受付から10日程度かかります。)

11 住み続けられる
まちづくりを



【申請窓口】一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター

テレワーク対応リフォーム補助制度のご案内

静岡県では、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、「新しい生活様式」の定着を図るため、既存住宅におけるテレワークを始めとした「新しい生活様式」に対応したリフォーム工事に係る経費（消費税含む）に対して、その費用の一部を補助します。

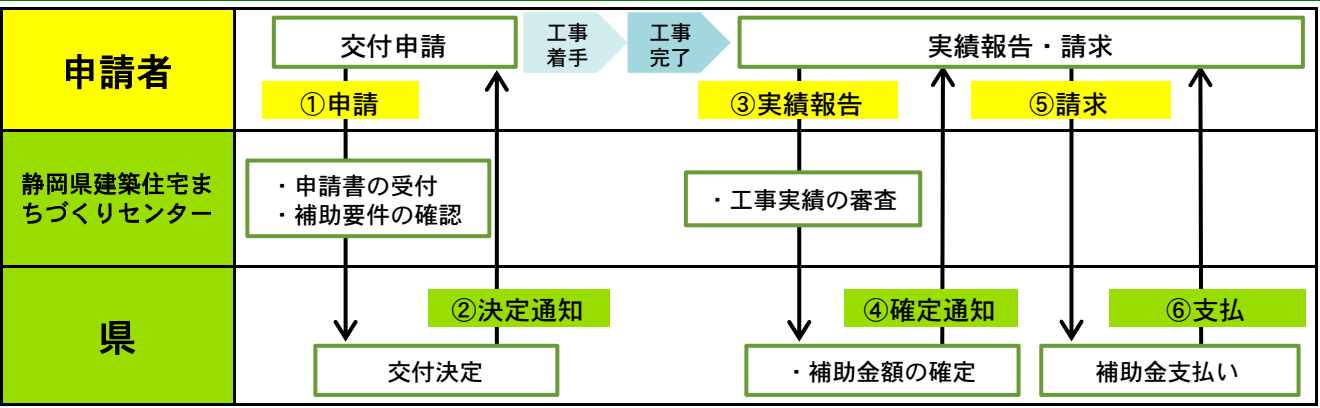
制度概要

申請受付期間 令和2年11月30日（月）～ 令和3年2月26日（金）（必着）

※申請受付は先着順。予算がなくなり次第、終了となります。
※**工事着手後の申請は受付できません。**

概 要	①新たにテレワークスペースを確保する等の住宅のリフォーム工事に対する助成 （①は必ず実施する必要があります。） ②感染予防や家事負担軽減等の「新しい生活様式」に対応した住宅のリフォーム工事に対する助成 ③①又は①及び②のリフォーム工事にしずおか優良木材等を使用した場合の割増補助					
対象住宅	居住者又は居住予定者（工事後、速やかに居住する予定の者も含む）である個人が リフォーム工事を実施する静岡県内の既存住宅 （戸建て住宅、併用住宅（住宅部分のみ）、共同住宅（専用部分のみ）、長屋等で、所有形態は、個人が所有する住宅、賃貸住宅等が対象になります。）					
補助対象 工事	テレワーク対応 リフォーム（必須）	新たなライフスタイル対 応リフォーム		しずおか優良木材等 補助加算		
	＜デスクタイプ＞ 室内空間の一角にテレワークを 行うためのデスク等を新たに設 置する工事 ＜個室タイプ＞ 他の室内空間と壁や扉等で仕切 られるテレワークスペースを新 たに設置する工事	・感染予防のための設備の設置 や内装の変更等の工事 ・快適な住環境となる省エネや 内装の木質化工事 ・家事や子育て等の負担軽減と なる工事 など		しずおか優良木材等を床・壁 等の仕上げ材に10㎡以上使用 する工事		
施工者要件	静岡県内に本店又は支店、営業所を有する建設業者等					
補助額 ①＋②＋③	テレワーク対応 リフォーム（必須）	新たなライフスタイル対 応リフォーム		しずおか優良木材等 補助加算		
	最大35万円/戸 （補助対象工事費用の1/2以内） （1,000円未満切り捨て）				使用面積	補助加算額
					10～20㎡未満	3万円/戸
					20～30㎡未満	7万円/戸
					30～40㎡未満	10万円/戸
					40㎡以上	14万円/戸

申請から支払までの流れ



手続きに必要な書類

申請 申請後、**県による交付決定の後に工事着手してください。**
（交付決定は、申請受付から10日程度かかります。）
申請の最終締切は**令和3年2月26日（金）**までです。（必着）
提出方法 **郵送**

工事着手前に提出する書類

- テレワーク対応リフォーム等事業費補助金交付申請書（要綱様式第1号）
- 事業計画書（要綱様式第2号）
- 収支予算書（要綱様式第3号）
- 工事内容等計画書（要領様式第1号）
- 確認及び誓約書（要領様式第2号）
- 工事概要を記載した図面（平面図等）
- 工事着手前の写真（工事予定箇所が分かる写真）
- 補助対象工事に要する経費の見積書の写し
- 内装、設備等を改修する場合は、感染予防等の性能、家事負担軽減の次世代住宅ポイント対象商品であることが分かる書面
- 木びろい表（要領様式第5号）※しずおか優良木材等補助加算の場合
- 属性別添付書類 ※下記参照
- その他知事が必要と認めるもの

属性別添付書類	所有形態	申請者	添付書類（写し）
	個人が所有する住宅	所有者	当該住宅の所有を証明する書類
		2親等以内の親族	当該住宅の所有を証明する書類、同意書（要領様式第4号） 所有者と申請者の親族関係を証明する書類
	賃貸住宅等	賃借人	当該住宅の賃貸借を証明する書類、同意書（要領様式第4号）
		2親等以内の親族	当該住宅の賃貸借を証明する書類、同意書（要領様式第4号） 所有者と申請者の親族関係を証明する書類

実績報告 提出の最終締切は**令和3年3月15日（月）**までです。（必着）
工事完了後は速やかに実績報告書を提出してください。
提出方法 **郵送**

工事完了後に提出する書類

- 実績報告書（要綱様式第5号）
- 事業実績書（要綱様式第2号）
- 収支決算書（要綱様式第3号）
- 工事内容等実績書（要領様式第1号）
- 領収書の写し（工事費の内訳が具体的に記載されているもの）
- 工事の施工中及び完成時の写真（施工中の写真は工事完成後に補助対象工事箇所が不可視となる場合に添付）
- しずおか優良木材製品出荷証明書※しずおか優良木材等補助加算の場合
- 県産材販売管理票の写し※しずおか優良木材等補助加算の場合
- その他知事が必要と認めるもの

申請書類は、静岡県建築住宅まちづくりセンターのホームページからダウンロードできます。

まちせん 検索

